第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

常呂川は、農業用水や水道用水としての利用や、豊かな自然が残る貴重な水辺空間として地域の産業と生活を支える川となっている。そのため、現状の水環境を将来にわたって保全する必要があることから、流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも、流況、水利用に関する調査を引き続き行い、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、現況流況の維持に努めるものとする。

河川環境に関しては、常呂川が多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として良好な河川環境であることを踏まえ、工事の実施に当たっては、汚濁水の防止、瀬や淵および河岸植生の保全・復元を図り、環境への影響を極力低減するように努める。

また、特定外来生物等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める。 更に、地域住民が常呂川の豊かな自然環境とふれあうことができる場を提供するなど、水辺に親しみやすい川づくりを進めるものとする。

(1) ポンニコロ川

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育・産卵環境等に配慮し、既設落差工を撤去し縦断的な連続性を確保する。河床部においては瀬と淵が形成される様、固定しないものとし、良好な河川環境の保全に努める。

(2) ルクシニコロ川

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育・産卵環境等に配慮し、既設落差工を撤去し縦断的な連続性を確保する。河床部においては瀬と淵が形成される様、固定しないものとし、良好な河川環境の保全に努める。

(3) 小石川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、水利用はされていないが、動植物の保護や流水の清潔の保持、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量に著しい影響を与えないように努めるものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量ついては、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にエゾカミキリやサクラマス(ヤマメ)の生息や生育・繁殖環境に配慮し、良好な河川環境の保全に努めると共に、「北見市東部地区かわまちづくり」計画と連携を図り、まちづくりに配慮した河川空間の創出に努める。

(4) 無加川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、工業用水、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育・産卵環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。また、河川と河川周辺の田園地帯との景観の調和に努めつつ、高水敷利用されていることから公園計画と連携を図り、公園と河川が一体化した河川空間の創出に努める。

(5) 小町川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、水利用はされていないが、動植物の保護や流水の清潔、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量に著しい影響を与えないように努めるものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育・産卵環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

(6) パンケビバウシ川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、水利用はされていないが、動植物の保護や流水の清潔、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保などに配慮し、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育・産卵環境等に配慮し、現況河床を保全することで良好な河川環境の保全に努める。

(7) ペンケビバウシ川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と創出に関しては、当該河川で確認されている植物に配慮するとともに、瀬・淵を創出することで魚類の生息や生育・産卵環境等に配慮し、良好な河川環境の創出に努める。

(8) 訓子府川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス (ヤマメ) の生息や生育・産卵環境等に配慮し、現況河床を保全することで良好な河川環境の保全に努める。

第3章 河川整備の実施に関する事項

第 1 節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施 行により設置される河川管理施設の機能の概要

圏域における河川整備の目標を実現するための具体的な方策として、計画的な河川整備を施行する河川は、以下のとおりである。

(1) ポンニコロ川

(河川工事の目的)

ポンニコロ川は、仁頃川合流点から松月橋下流地点までの区間において、 平成 18 年 10 月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

仁頃川合流点から松月橋下流地点までの延長 L=6.1km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全及び施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

縦断方向の連続性を確保するために、既設落差工は撤去するが、急勾配となるため、河床低下を抑制するための対策を行う。

既設落差工の良好な環境を保全するため、計画上問題のない部分を残し、 現況の保全に努める。

(2) ルクシニコロ川

(河川工事の目的)

ルクシニコロ川は、仁頃川合流点からクトンニコロ川合流点までの区間において、平成18年10月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

仁頃川合流点からクトンニコロ川合流点までの延長 L=5.6km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全、在来植生の回復、瀬や淵の再生及び施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。 縦断方向の連続性を確保するために、既設落差工は撤去するが、急勾配となるため、河床低下を抑制するための対策を行う。

落差工の改築については、縦断方向の連続性を確保するために、魚道工を設置し、魚類の生息環境に配慮する。

既設落差工の良好な環境を保全するため、計画上問題のない部分を残し、 現況の保全に努める。

(3) 小石川

(河川工事の目的)

小石川は、トンネル河川区間上流から第 18 号橋までの区間において、昭和 61年 8月に発生した洪水を踏まえ、現況河道拡幅による改修を基本とし、河道の掘削や堤防の整備を行うことで流下能力の確保等を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

トンネル河川区間上流から第 18 号橋までの延長 L=1.6km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施行区間で確認されている動植物、特にエゾカミキリの生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

また、「北見市東部地区かわまちづくり」計画と連携を図り、まちづくりに配慮した河川空間の創出に努める。

(4) 無加川

(河川工事の目的)

無加川は、相内川合流点から滝の湯橋上流までの区間において、昭和37年8月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削や堤防の整備等を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

相内川合流点から滝の湯橋上流までの延長 L=32.4 km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努め、必要に応じ、河床低下を抑制するための対策を行う。

また、河川と河川周辺の田園地帯との景観の調和に努めつつ、高水敷の空間利用等、市町村における公園計画と連携をとり、公園と河川が一体化した河川空間の創出に努める。

(5) 小町川

(河川工事の目的)

小町川は、無加川合流点から川添橋上流までの区間において、近年の出水状況を踏まえ、河道の掘削や遊水地の整備を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

遊水地の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

無加川合流点から川添橋上流までの延長 L=4.8km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

(6) パンケビバウシ川

(河川工事の目的)

パンケビバウシ川は、無加川合流点から門馬橋までの区間において、近年の出水状況を踏まえ、河道の掘削を行うことで流下能力の確保を図り、 洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

無加川合流点から門馬橋までの延長 L=4.3km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施工区間で確認されている動植物、特にサクラマス (ヤマメ) の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

落差工の改築については、縦断方向の連続性を確保するために、魚道工を設置し、魚類の生息環境に配慮する。

既設落差工の撤去については、河床低下を抑制するための対策を行う。

(7) ペンケビバウシ川

(河川工事の目的)

ペンケビバウシ川は、西通橋から南 1 線の無名橋までの区間において、昭和 50 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、新水路の掘削や堤防の整備等を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

西通橋から南1線の無名橋までの延長L=1.6kmの区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、動植物の生息や生育環境の創出に努める。

(8) 訓子府川

(河川工事の目的)

訓子府川は、弥生頭首工から道道 261 号の仲の沢橋までの区間において、 平成 28 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削を行うことで流下能力 の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

弥生頭首工から道道 261 号の仲の沢橋までの延長 L=6.2 kmの区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要) 代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全及び施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、総合的な観点から適切な実施に努める。

2. 河川維持の種類及び施行の場所

(1)河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況等を把握する。

出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。

出水後、地震後、津波後等は河川管理施設の総点検を実施し、被災状況を把握し、再度災害に備える。

(2)河川管理施設の維持管理

洪水等による被害の防止や、河川が適切に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で、人口減少下における社会情勢なども踏まえ、計画的な維持管理を行う。

1) 堤防の維持管理

亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するための堤防除草を必要に応じて実施する。除草時期、頻度は堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に実施する。

また、河川巡視や堤防点検、水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修等を実施する。

なお、外来種については、適切に処理して拡散防止に努める。

2) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、生物の生息・生育環境や河川景観の形成など、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生等の原因となることも懸念される。

このため、河道内樹木の繁茂状況を適宜把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならないよう環境に配慮しながら河川ごとに優先度を踏まえた伐採などの実施計画を作成し、適切な管理に努めるものとする。なお、伐採等にあたっては、樹種、樹高などの多様性、生物の生息・生育環境を考慮した連続性、生態系の地域性などが各河川により異なることから、それらに配慮しながら、管理を行うものとする。

また、伐採する際には、外来種を選択的に間引きすることやその群生を優先的に伐採するなどの対応を行い、在来種を伐採する際には外来種が侵入しないように適切な対応を実施し、生物多様性の保全に努める。

3) 河道の維持管理

出水等により土砂や流木が堆積し、洪水の流下を阻害している場合は、周辺の河川環境に配慮しつつ掘削等の適切な処置を行う。また、河床洗掘や河床低下等により既設護岸や床止等の河川管理施設の機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は適切な対策を行う。

なお、魚道など河道の連続性について点検し、支障がある場合は適切な処理を行う。

4) 河川管理施設の維持管理

樋門・樋管、護岸等の河川管理構造物については、所要の機能を発揮できるように定期的に点検・整備を実施し、必要に応じて補修や更新など適切な維持管理を実施する。

5) 備蓄資器材

備蓄資器材は、災害発生時における応急対策活動を円滑に実施するため、各種防災資機材の備蓄及び整備に努める。また、定期的に備蓄資器材の点検や保管状況を把握するとともに不足の資器材を補充する。

第 4 章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に 関する事項

第1節河川に関わる調査等の推進

水文観測を継続的に進めるほか、下流から上流までの水質調査や河川周辺の生態系調査データの収集に努め、必要に応じて河川改修後の動植物の生息や生育環境への影響についての調査を関係機関の協力を得ながら進めていく。

また、気候変動による降雨量の増加など水害リスクの変化を踏まえ、今後の治水計画に関する調査・検討を行う。

第2節河川情報の提供に関する事項

河川に関する情報をパンフレットやホームページ等を活用して 提供するとともに、地域住民の自由な意見を求める。

洪水による被害の軽減を図るため、近傍の雨量や水位情報を収集し、関係機関に提供することにより、水防活動等の支援を迅速に行う。

また、計画規模や現況流下能力を越える洪水に対して極力被害の軽減を図るため、関係機関と連携を図り、ハザードマップ作成の支援等を行う。

第3節地域や関係機関との連携等に関する事項

流域住民に親しまれる川づくりを進めるため、ホームページ・パンフレット配布等により河川愛護に関わる取り組みに努める。 洪水の発生や異常渇水及び水質事故等の発生時には、関係機関と連携し、適切な管理に努める。

「減災対策協議会」において、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

また、近年、頻発化、激甚化する豪雨災害への対応や今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、令和 2 年(2020年)8月に常呂川流域のあらゆる関係者で構成する「常呂川流域治水協議会」を設立し、河川整備のさらなる推進に加え、森林整備や下水道雨水管等の整備や、浸水対策を考えたまちづくり等の流域のあらゆる関係者による取組を推進する。

「常呂川水系流域治水プロジェクト」を令和 5 年 (2023 年) 3 月に策定した。引き続き、実施主体による取組状況等の情報共有を行い、対策の実施時期や進め方について調整を図るなど定期的にプロジェクトの推進管理を行いながら、地域の状況に応じた対策の充実・強化に取り組む。